

第一種フロン類充填回収業者『登録の更新』手続き案内

第一種フロン類充填回収業者として登録された者は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」第30条第1項の規定により、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって登録の効力が失われます。引き続きフロン充填回収業を行われる方は、更新の手続きを行ってください。

更新申請は有効期間満了日の3ヶ月前から受付けます。有効期間満了日までに更新手続きを行ってください。有効期間満了日が県の休日に当たる場合は、休日の翌日までに更新手続きを行ってください。

※ 個人事業者が法人となった場合は、個人事業者登録の廃業届を提出した上で、法人事業者として新規登録を行う必要があります。

※ 吸収合併により、既存の第一種フロン類充填回収業者が消滅し、新規に充填回収業を行う（第一種フロン類充填回収業者の登録を受けていない）事業者が吸収される場合は、消滅した第一種フロン類充填回収業者の廃業届を提出した上で、吸収した事業者が新規登録を行う必要があります。

1 登録の更新申請書提出先

申請書類は、**法人の場合は本店所在地を所管する、個人の場合は申請者の住所を所管する**次の県機関の窓口へ提出してください。（電子申請システム又は郵送でも提出できます。）

受付時間：午前9時から11時45分 午後1時00分から4時30分
(土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く平日)

提出先の県機関名	所在地	電話番号	所管区域
神奈川県環境農政局環境部 環境課(大気・交通環境グループ)	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 新庁舎4階	045-285-0854(直通)	横浜市、川崎市、神奈川県外 【登録番号が「神(気水)」の事業者】
横須賀三浦地域県政総合センター 環境部 環境課	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19 (横須賀合同庁舎内)	046-823-0210(代)	横須賀市、鎌倉市、逗子市、 三浦市、葉山町 【登録番号が「神(横セ)」の事業者】
県央地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒243-0004 厚木市水引2-3-1 (厚木合同庁舎内)	046-224-1111(代)	相模原市、厚木市、大和市、 海老名市、座間市、綾瀬市、 愛川町、清川村 【登録番号が「神(央セ)」の事業者】
湘南地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 (平塚合同庁舎内)	0463-22-2711(代)	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、 秦野市、伊勢原市、寒川町、 大磯町、二宮町 【登録番号が「神(湘セ)」の事業者】
県西地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒250-0042 小田原市荻窪350-1 (小田原合同庁舎内)	0465-32-8000(代)	小田原市、南足柄市、中井町、 大井町、松田町、山北町、開成町、 箱根町、真鶴町、湯河原町 【登録番号が「神(西セ)」の事業者】

2 登録の更新申請手続

(1) 申請者の本人確認

様式の押印廃止に伴い、申請者の本人確認を次のとおり行います。

① 電子申請

電子申請システムの利用者登録による本人確認とします。

② 郵送申請

「郵送受付チェックリスト」に必要事項を記入し、申請の前に提出先の県機関にFAXで提出してください。提出がない場合、こちらからご連絡させていただきます。

③ 窓口申請

法人の場合、来庁された方の社員証、名刺又は法人の印鑑証明書の提示をお願いします。
個人の場合、名刺、運転免許証又は印鑑証明書の提示をお願いします。

(2) 申請書類の提出

ア 電子申請システムによる申請

e-kanagawa電子申請システムにより申請できます。

提出書類は、下記「イ 郵送申請又は窓口申請」と同様です。（①申請書、⑤誓約書を除く）

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=42311

※登記事項証明書は、原本を郵送してください。その他の書類は、電子ファイルの添付または郵送により提出してください。



イ 郵送申請又は窓口申請

次に掲げる書類を作成し、正本1部をp1「1 登録の更新申請書提出先」へ提出してください。

新規登録時又は前回更新時等と同じ内容であっても省略できません。

様式については、県ホームページに掲載しています。必要な様式をダウンロードして、ご使用ください。（「郵送受付チェックリスト」もこちらからダウンロードしてご使用ください。）

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/furon/furon_toroku.html



※ 登録内容に変更がある場合には、「変更届出書（様式第2）」を併せて提出してください。

※ 控えに受付印が必要な場合は、各自で控えをご用意の上、添付してください。なお、郵送申請で控えが必要な場合は、控えを送付するための切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

【第一種フロン類充填回収業者への登録に必要な書類】

- ① 申請書
- ② 申請者を確認できる書類
- ③ 申請者がフロン類回収設備の所有権等を有することを示す書類
- ④ フロン類回収設備の種類及びその能力を示す書類
- ⑤ 誓約書（欠格要件に該当しないことを証明する書類）
- ⑥ フロン類の充填及び回収に係る者の資格等に関する書類

① 申請書

- 「第一種フロン類充填回収業者登録申請書」様式第1（第8条関係）

※ 申請書の記入方法については、p6の別紙「記入例」を参照してください。

② 申請者を確認できる書類（コピー不可）

個人の場合「住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）」による本人確認情報を利用するため提出の必要はありません（申請時に住基ネットの利用について確認します）。

法人の場合「登記事項証明書」（発行日から3ヶ月以内の現在事項証明書または履歴事項証明書）

の原本)

- ※ 個人の場合で、住基ネットによる本人確認情報の利用ができない場合や住基ネットの利用を望まない場合は、住民票の写しの**原本**（発行日から3ヶ月以内）を提出してください。なお、住基ネットによる本人確認は、一定の時間を要します。
- ※ 住民票を提出される場合、住民票記載事項は申請者本人のものに限定してください。また、本籍・個人番号(マイナンバー)が記載されていない住民票をご用意ください。
- ※ 申請書に記載する申請者の住所、氏名（名称・代表者）が、住民票・登記事項証明書と一致していることをご確認ください。

③ 申請者がフロン類回収設備の所有権等を有することを示す書類

- 所有権を有する場合
→ 「販売証明書」「納品書」「領収書」「購入契約書」のいずれかの写し
- 所有権を有しない場合
→ 「貸借契約書」「共同使用規定書」「管理要領書」のいずれかの写し

※ 回収設備の所有権を有する書類を紛失して添付できない場合には、県様式第1「**フロン類回収設備の所有権を有することの誓約書**」に必要事項を記入し、所有する**回収設備の全体及び製造番号（シリアルナンバー）**が写った**写真**を2枚1組とし、登録する台数分添付してください。

④ フロン類回収設備の種類及びその能力を示す書類

- 「取扱説明書」「仕様書」「カタログ」等の仕様のページの写し（該当ページのみ）
申請書に記載したフロン類回収設備の種類及び回収能力を示すページの写し。

⑤ 誓約書

- 「誓約書」 県様式第2
申請者が、法に定める欠格要件に該当しないことを証明する書類
- ※ 令和元年12月に、欠格要件が変更になっています。誓約書様式も変更されていますので、最新の様式であることを御確認ください。

⑥ フロン類の充填及び回収に係る者の資格等に関する書類

- 次のいずれかの資格に関する書面の写し
フロン類の充填及び回収方法について、十分な知見を有する次のいずれかの資格に関する書面の写し。（充填及び回収のうち、登録しないものに係る書面の提出は不要です。）

資格等	回収	充填
冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者	○	
冷媒フロン類取扱技術者（（一社）日本冷凍空調設備工業連合会（旧：漏えい点検資格者）、（一財）日本冷媒・環境保全機構）	○	○
高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)（旧：作業主任者（冷凍機械））	○	○ ※注
高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械以外)であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者 （※資格に関する書面と併せて、実務経験証明書（県様式第3）を提出してください。）		○ ※注
冷凍空気調和機器施工技能士	○	○ ※注
高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者	○	○ ※注

冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）	○	○ ※注
技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））	○	
自動車電気装置整備士 （平成 20 年 3 月以降の資格取得者、又は平成 20 年 3 月以前の資格取得者で、各県電 装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者）	○	○ ※注
航空整備士	○	
フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者	○	
日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に 3 年以上携わってきた技術者（※実務経験証明書（県様式第 3）を提出してください。なお、他の充填に 関する資格がある場合は、提出不要です。）		○ ※注

※注 上記の資格等のほか、「十分な知見を有する者」を担保する講習として、環境省及び経済産業省が適正性を確認した講習の修了証の添付も必要となります。適正性が確認された講習については、環境省HPをご覧ください。

URL : https://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/koushuu.html

3 登録申請手数料

(1) 電子申請システムによる申請

クレジットカード、Pay-easy（ペイジー）等に対応しています。

詳細は、<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz7/shinsei/denshinoufu.html>を御参照ください。

(2) 窓口申請又は申請

第一種フロン類充填回収業者の登録手続について、収入証紙の取扱いを廃止しました。

※既にご購入された収入証紙は、令和 8 年 3 月末まで利用が可能です。

ア【窓口申請】

(7) キャッシュレス決済によるお支払

支払方法	主な決済ブランド
クレジットカード	VISA、MasterCard、JCB、AmericanExpress、DinersClub、DISCOVER
電子マネー	交通系IC（Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、nimoca、SUGOCA、はやかけん、Kitaca）、楽天Edy
2次元バーコード決済	PayPay、auPAY、d払い、メルペイ

※ 窓口では電子マネーのチャージ（入金）は出来ません。

※ 窓口では現金によるお支払いは出来ません。

(4) 納付書によるお支払

窓口でお渡しする納付書により、お近くのコンビニ等でお納めいただいた後、納付済証を申請書（裏面）の手数料欄に貼付して窓口に御提出ください。

イ【郵送申請】郵送にて納付書を受け取り、お近くのコンビニ等でお納めいただいた後、納付済証を申請書（裏面）の手数料欄に貼付して受付窓口に御提出ください。

◎ 郵送による納付書の請求方法

HPからダウンロードした「納付書送付依頼書」と、
110円分の切手を貼った長3サイズ(縦23.5cm×横12cm)
の返信用封筒を同封して、p1記載の提出先機関あて郵
送してください。

後日、納付書を返信用封筒にて送付します。

納付書送付依頼書
ダウンロードHP QRコード



※返信用封筒には、①返送先の郵便番号、②住所、③氏名を記入し、
「フロン納付書請求」と朱書きしてください。

4 注意事項

登録後、登録通知書を郵送にてお送りします。

登録通知書は再発行できませんので、紛失しないよう保管してください。

5 Q & A（更新登録手続きでのよくある質問）

- Q1. 「第一種(第二種)冷媒フロン類取扱技術者」の写しを提出する場合、「実務経験証明書（県様式第3）」の提出は必要ですか。
- A1. 「第一種(第二種)冷媒フロン類取扱技術者」の資格をお持ちの方は「実務経験証明書（県様式第3）」の提出は不要です。
- Q2. 前回申請時からフロン類の充填及び回収に係る資格者が変更になりましたが、変更の届出は必要ですか。
- A2. 資格者のみ変更となる場合は、変更の届出は不要です。
- Q3. 「フロン類回収設備の所有権を有することの誓約書」に添付する写真について、回収設備のシリアルナンバーが見当たりません。
- A3. 今一度ご確認いただき、どうしてもない場合は、貼り付けられていたと思われる箇所の写真を添付の上、シリアルナンバーがはがれてしまった旨を受付担当にお伝えください。
(メーカーや製造された時期により、シールの貼付場所は違います。)

《記入例》

別紙

様式第1（第8条関係）
（表面）

第一種フロン類充填回収業者の登録の更新 申請書

登録番号と前回の登録更新日（新規登録日）を記入してください。

※登録番号	神(気水)第1-9999号
※登録年月日	平成〇年4月5日

令和〇年3月10日

神奈川県知事 殿

住民票又は登記事項証明書と
同じ住所、氏名（名称、代表者）
を記入します。

（郵便番号） 123-4567
住 所 神奈川県横浜市中区日本大通1
氏 名 株式会社 神奈川大水
代表取締役 神奈川 太郎

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（045）123 - 4567

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項
第30条第2項 の規定により、

必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地				
名 称	株式会社 神奈川大水 横浜営業所			
所在地	（郵便番号） 123-4567 横浜市中区元浜町2-12 電話番号 (045) 123 - 9999			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類				
回収の対象とする第一種特定製品の種類等		回収しようとするフロン類の種類		
		CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー	回収するフロン類の欄 に○印を記入します。	○	○	○
(2) 冷蔵機器・冷凍機器		○	○	○
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品		○	○	○
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類				
充填の対象とする第一種特定製品の種類		充填しようとするフロン類の種類		
		CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー	充填するフロン類の欄 に○印を記入します。	○	○	○
(2) 冷蔵機器・冷凍機器		○	○	○
フロン類回収設備の種類、能力及び台数				
設備の種類	能 力			
	200g/min未満		200g/min以上	
CFC用	台		台	
HCFC用	台		台	
HFC用			台	
CFC、HCFC兼用			台	
CFC、HFC兼用			台	
HCFC、HFC兼用	台		台	
CFC、HCFC、HFC兼用	台		1 台	

※ 複数の事業所がある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載してください。

※ 納付済証は裏面の手数料欄に貼付してください。